

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
繰延消費税額等 (発生した事業年度)		1	円	円	円	円	円
			〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 当期分 〕
当期の損金算入限度額 $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$ 〔当期発生分については $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$〕		2	【No.121】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。）。				
当期損金経理額		3					
差引	損金算入不足額 (2)－(3)	4					
	損金算入限度超過額 (3)－(2)	5					
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	6					
	同上のうち当期損金認容額 (4)と(6)のうち少ない金額)	7					
	翌期への繰越額 (5)＋(6)－(7)	8					
当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細							
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12)のうち当期損金算入額				14 円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10	同	(13)の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額				15
			資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るものの合計額				16
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11	のう	資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るものの合計額				17
同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額				18
当期の消費税の課税売上割合	13		当期の繰延消費税額等 (12)－(15)又は(12)－(16)－(17)－(18))				19

別表十六(十)
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。